

# 株 式 会 社 ク ラ レ

## 1. 会社の概要

- (1) 会 社 名：株式会社クラレ
- (2) 所属部会：関東化学第二部会第1分科会  
(4月から)  
業 種：繊維
- (3) 資 本 金：890億円  
従 業 員：2,659名
- (4) 主要事業：化成品・樹脂，合成繊維，機  
能材料・メディカル
- (5) 沿 革

当社は、人造繊維レーヨンの事業化を目的に、1926年、倉敷市に「倉敷絹織」として設立された。1950年代に合成繊維ビニロンの事業化に成功し、それ以降も、水溶性や接着性に優れたポバール樹脂，人工皮革〈クラリーノ〉，ポリエステル，イソプレンケミカル製品，高ガスバリアー性樹脂〈エバール〉，メディカル製品等の新規事業を立上げた。現在，ベルギー，シンガポール，ドイツ，アメリカに生産拠点を設け，海外展開を加速している。

### (6) 経営理念

当社は、「個人の尊重」，「同心協力」，「価値の創造」を企業理念とし，「価値の創造」を分かり易く表現した「私たちクラレグループは，独創性の高い技術で産業の新領域を開拓し，自然環境と生活環境の向上に寄与します」を企業ミッションとして制定している。

### (7) CIマーク



倉敷事業所 知的財産センター

## 2. 知的財産部門の概要

### (1) 組 織

2002年4月，「知的財産部」は，研究開発との連携強化を図るべく研究開発本部の中に統合され，翌03年4月，戦略性向上を期して「知的財産センター」と改称された。さらに04年4月，技術情報チームを吸収することによって調査機能の強化を図り，今日に至っている。

### (2) 構成と人員

知的財産センターの人員44名は，東京，大阪，倉敷の3事業所に分かれて配置されているが，04年10月の東京事業所の本社機能付与・移転に合わせて，大阪事業所の人員の大半が新東京事業所（東京本社）に移動したため，現在，東京，大阪，倉敷の人員数はそれぞれ16名，2名，26名となっている。

センター長，次長を除く42名を担当業務別に見ると，特許実務（庶務を含む）22名，特許管理・企画9名，調査（特許・非特許）9名，商

※本文の複製,転載,改変,再配布を禁止します。

標2名の構成である。

### 3. 知的財産活動の概要

当社は、独創的技術の創生を重視しており、その成果が現在の当社事業の多くに結実している。これらの事業を支えてきたのは特許等の知的財産権であり、当社の技術者には、新規技術の特許出願し必要なものは権利化するという意識が伝統的に定着している。したがって、知的財産センターのメンバーにとって、知的財産に関する専門家の立場から技術者を支援し、発明発掘、適時・適切な内容での特許出願・権利化、有効な特許網構築という一連の業務を遂行することが、重要な基本動作の一つである。

2002年の研究開発本部への統合を契機に、知的財産センターは、戦略性を重視し、①パテントポートフォリオ／パテントクリアランス制度、②知財戦略会議、を導入し、研究開発戦略及び事業戦略と一体化させた知的財産戦略を実現・推進する方針を明確化した。

#### (1) パテントポートフォリオ／パテントクリアランス制度

知的財産センターは、02年度のパテントクリアランス制度の導入に引続き、03年度にパテントポートフォリオ制度を導入し、両制度を全社レベルで鋭意推進中である。

当社の「パテントポートフォリオ」は、特定テーマに関して出願人（自社・他社）別に特許状況を比較・解析することによって、各出願人の特許面・技術面における特徴・強弱を把握し、さらには、研究開発戦略、事業戦略、特許出願戦略等に繋げていくという一連の活動である。また「パテントクリアランス」は、実施予定技術に関して特許調査を行い、他社特許の障害度（特許的リスクの程度）を検討し、障害特許があれば、それに対する対応策を記入した書類（「パテントクリアランスシート」）を実施希

望部署が作成するという一連の活動である。当社には、知的財産センターが実施予定技術に関連する他社特許の障害度に関する判断を文書（「特許見解書」）で示す特許見解制度が従来から存在したが、パテントクリアランス制度は、実施希望部署が特許リスクを認識した上で自己の判断を示し、知的財産センターと認識を共有化するという点で、特許紛争防止策としてこれをさらに徹底させたものである。

#### (2) 知財戦略会議の開催

知的財産センターは、社内の各主要事業部門（社内カンパニー）等との間で、半年毎に情報交換会を開催してきたが、04年から、会議の名称を「知財戦略会議」と改め、戦略的色彩を高めた内容とした。知財戦略会議では、パテントポートフォリオ／パテントクリアランス活動に関する実施結果報告及びテーマ決定協議、個別重要案件の協議等を行うが、双方の所属長（センター長及びカンパニー長等）が参加するため、会議の席上で即決する事案も多く、知的財産活動のスピードアップにも繋がっている。

#### (3) 今後の課題

知的財産センターとしては、パテントポートフォリオ／パテントクリアランス制度の定着を図りつつ、戦略性のさらなる向上を目指したい。そのために検討中又は検討予定の課題として、以下のものが挙げられる。

- ① 分社化、海外拠点設立等により、増加・多様化しつつある国内外関係会社に対する支援
- ② 各事業部門における知的財産自主管理の実現（特許担当者任命、知的財産目録共有化）
- ③ 戦略的業務の重点化を可能にする業務内容の見直し（出願・権利化業務の効率化）
- ④ 知的財産センター内の人材育成・意識改革

（原稿受領日 2004年12月22日）